

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年5月13日認可した。

令和3年5月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）岡1号池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）寺井地区